

**平成29年度「我が国の現代美術の海外発信事業」  
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業【概要】**  
(平成30年3月株式会社日本総合研究所)

**<研究会について>**

○概要

日本の現状を踏まえて、美術品等の流通活性化に向けて、日本の美術品等の価値を高めるために必要な様々な制度や、美術品等の価値算定・評価を行う際に考慮した方が良い要素について討議・検討。

○開催実績

第1回：平成30年2月15日

- ・日本において美術品の取引が拡大し、公開が促進され、アート市場が拡大し、文化と経済の好循環が一層図られるための課題と必要な取り組みについて

第2回：平成30年3月13日

- ・日本において美術品の取引が拡大し、公開が促進され、アート市場が拡大し、文化と経済の好循環が一層図られるためのあるべき姿について

○メンバー

氏名	所属
池上 健	明治大学 専門職大学院 会計専門職研究科
絹谷 健二	三井住友銀行 成長産業クラスター 業務開発グループ
小林 真理	東京大学 人文社会系研究科 文化資源学研究専攻
小松 隼也	長島・大野・常松法律事務所
山口 桂	株式会社クリスティーズ ジャパン
山本 豊津	東京画廊 BTAP

**<研究会からの提言等>**

**(1) 美術品の流通促進 —世界に共通する価値の確立—**

**(1) -①. 税制面での措置**

**(1) -①- i) 寄附税制の見直し**

**<現状>**

現行の所得税法上の寄附金控除は、所得控除が中心で、税額控除は極めて例外的な取扱いである。また、控除できる金額も総所得金額に基づく上限がある。

**<提言>**

- ・一定年数保有していた資産を公的機関等に寄附した場合に、時価に相当する金額を所得税額等から控除する制度を導入する。(基本的な考え方は現行制度から大きく変わらない。)
- ・時価評価額については、その時価が適正な価額なのか否かを評価するための公的機関を設ける。

**(1) -①- ii) 美術品に係る信託税制の見直し**

**<現状>**

現状、所蔵されている美術品の多くは世間に公開される機会が少なく、一部が個人鑑賞用として展示されている傾向がある。また、管理・保管の状態も十分な費用がかけられておらず、必ずしも良好とは言えないものが多い。このような状況が継続した場合、価値ある所蔵作品の品質低下の可能性もある。

一方で、美術品については、不動産の信託受託のように、売買における流通税(不動産取得税や登録免許税)の優遇措置が設けられておらず、専門家による検討が必要となる。

### <提言>

- ・美術品を信託受託することにより、法的所有者である受託者が委託者兼受益者（所有者）に代わって管理・処分を行うことで、信託受託時の引受審査による一定の贋作リスクの排除等の信用補完機能や、専門業者への外部委託を含む受託者の期中管理による美術品の品質維持が期待できる。
- ・また、売買時の譲渡益、貸出も含めた運営・管理時に係る費用の認識、相続・贈与・寄附時の税務について、美術品に係る優遇措置を設ける。

## (1) -①- iii) 美術品に係る譲渡所得税制の見直し

### <現状>

現行税制では、長期保有資産に関し売却価額の5%相当額を取得費として控除することが選択できる。

### <提言>

- ・5%相当額を取得費控除を10%程度にする等の拡大を図る。

### <現状>

長期間保有していた資産について取得費が明らかである場合であっても、当該資産が先祖伝来等の資産の場合には現在と貨幣価値が大幅に異なることから、取得費の控除が意味なることから、取得費の控除が意味をなさないことも生じる。

### <提言>

- ・ただし、この制度を選択した場合には課税上有利になることも考慮し、美術品等の場合には文化庁あるいは都道府県の教育委員会等に対象資産を登録させることを要件とする。

### <現状>

美術品の譲渡時の税負担の軽減によって、美術品の流通が活性化する効果があると思われる。

### <提言>

- ・圧縮記帳の対象資産の拡大をする。法人税法50条（交換により取得した資産に係る圧縮記帳）の対象資産に美術品等を加える（一定の場合には、譲渡時の税負担が軽減される）。
- ・併せて、所得税法においても交換の特例を導入し、所得税法42条と同様に、総収入金額に算入しない扱いとする。

## (1) -①- iv) 相続財産の譲渡に係る税制の見直し

### <現状>

特定の美術品の相続税等の納税猶予の特例については、平成30年度の税制改正で創設が予定されており、評価されるべきものと思料される。

しかしながら、納税猶予の対象となる美術品が「重要文化財」と「登録有形文化財」に限られ、美術品の流通促進等の効果が限定されてしまう。

### <提言>

- ・特定の美術品の相続税等の納税猶予の特例の適用範囲を漸次拡大する。

### <現状>

現行の所得税法においては、相続等により取得した資産を売却した場合の譲渡所得については、被相続人の保有期間も相続人の保有期間に合わせて課税が行われる。

本制度は、同一の資産について相続開始時に相続税の課税対象とされる場合には、相続人に対して過度の負担となるとされている。

### <提言>

- ・相続等により取得した資産を売却した場合は、相続税あるいは所得税のどちらかを非課税とする制度を導入する。
- ・当該制度が現行税法の立て付けから困難な場合には、上記に該当する資産については相続開始時に「みなし譲渡課税」を行い課税対象とし、一定の条件に該当する場合には5年から10年程度、納税を猶予する制度を導入する。（所得税法60条の2の援用）

## (1) -①- v) 相続財産の物納制度の見直し

### <現状>

相続税法上、相続税を金銭で納付することが困難な場合、金銭以外の相続財産で相続税を納付できるものとされている。登録美術品であれば、特例として不動産等と同等に優先的に物納の対象となるが、それ以外の美術品は動産として扱われ、物納の対象とはなりにくい。

### <提言>

- ・適切な価格の評価が行われることを要件として、美術品については他の動産に比べて優先的に物納の対象財産として取り扱う。

## (1) -①- vi) その他税制等に係る見直し

### <現状>

日本の美術品市場に資金を投入するプレイヤーが少ないのが現状であり、例えばディベロッパーがビルを開発した際に、美術品を購入してパブリックアートにするのが良いのではないか。

### <提言>

- ・不動産開発時等において、アート文化への貢献度合いに応じて容積率上乘せや税制優遇等を実施する制度を導入する。